**基幹教員の要件確認書**

　群馬大学の教員に兼業を依頼される大学のご担当者　各位

群馬大学は、令和７年度から基幹教員制度に移行しております。本学の教員を貴学において基幹教員としたい場合には、兼業依頼書とともに本確認書の提出をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項（被依頼者の氏名及び該当部分を✓してください） | |
| 氏　名 |  |
| 必要最低教員数の算入枠 | □４分の１以内の複数算入枠に算入 |
| 基幹教員要件①  （会議体への参画） | □教育課程の編成等の審議を行う会議への参画 |
| □教授会　　□教務委員会　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 基幹教員要件②  （担当授業科目） | □当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当 |
| 授業科目名（　　　　　　　　　　　　　　　）  単位数　　（　　　　　　　　　　　単位　　） |

【参考】

|  |
| --- |
| 基幹教員の定義 |
| 基幹教員とは、大学設置基準上、学部等の必要教員数を管理するための教員の区分です。  令和４年度に行われた大学設置基準等の改正により、「学位プログラム」の編成・実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図ることを主な目的に、専任教員制度に代わり基幹教員制度が導入されました。 |

|  |
| --- |
| 基幹教員の要件　：　以下の①及び②を満たす教員（※②Ａは適用不可） |
| ① 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（必須） |
| （教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議（一部の内容でも可）に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員） |
| ② 以下のＡまたはＢのいずれか  ※ただし、本学教員は本学に専ら従事しているためＡの適用は不可（Ｂのみ適用可） |
| （Ａ）：当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。） |
| （Ｂ）：当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員（専らの要件なし） |